

大学院早期修了者(3年以上4年未満在学)の論文審査手続について

(平成13年度以降入学者から適用)

(平成14年11月12日大学院医学研究科委員会承認)

(平成19年6月7日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

(平成22年6月9日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

(平成23年1月12日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

(平成26年11月12日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

(平成29年12月13日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

(令和3年11月10日大学院医学研究科委員会一部変更承認)

医学研究科博士課程

審査要件	大学院早期修了者
早期修了者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 論文は査読制度が確立した雑誌で申請時にインパクトファクターがあるものに投稿し、受理されたものとする。 論文の受理は、研究科委員会に諮る前に医学小委員会で認定する。
早期修了に必要な授業科目の取得について	<ul style="list-style-type: none"> 大学院学則第4章「授業科目、履修方法、単位取得の認定」の第9条および大学院医学研究科規程第3章「授業科目及び履修方法」の第6条に基づく科目を申請時点までに履修し、単位認定を受けること。 【生理系・病理系・社会医学系・個別最適医療系】 <ul style="list-style-type: none"> 専攻科目： 20単位以上（講義8単位、実習12単位を含む） 論文実習： 5単位 共通科目： 6単位以上 【個別最適医療系先端癌治療学 悪性腫瘍専門医養成ユニット】 <ul style="list-style-type: none"> 《化学・薬物療法専門医養成コース》 <ul style="list-style-type: none"> 専攻科目： 12単位 コース科目： 講義8単位、実習12単位 論文実習： 5単位 共通科目： 6単位以上 《放射線療法専門医養成コース》 <ul style="list-style-type: none"> 専攻科目： 4単位 コース科目： 講義4単位、実習16単位 論文実習： 5単位 共通科目： 6単位以上 《希少がん診療養成コース》 <ul style="list-style-type: none"> 専攻科目： 4単位 コース科目： 講義4単位、実習12単位 論文実習： 5単位 共通科目： 6単位以上 ※ 専攻科目分担、各専攻系の詳細な履修条件は省略するが、規程に沿って単位認定を受けていること。 ※ 平成27年度までの入学生には適応せず、改正前の規定による。
論文提出期日	<ul style="list-style-type: none"> 論文提出は、3年次11月末から4年次10月末まで随時受付を行う。審査には最短でも3ヶ月を要するため、提出期限は、学位記日付から遡って3ヶ月前に開催される大学院医学小委員会の1週間前とする。 雑誌の受理通知後に、論文提出を受け付ける。
学位記日付	<p>日付は審査が行われた月の末日とする。 (3年次は3月31日とする。)</p>
授業料その他	<p>博士課程を3年以上4年未満で修了する者については、授業料及び実験実習料を月割りで返還する。</p>
その他	<p>休学期間がある者については、早期修了は認めない。</p>

【関係規程】

久留米大学大学院学則

第6章 第14条

(2) 博士の学位は、比較文化研究科若しくは心理学研究科においては5年以上（前期博士課程の在学期間を含む。）又は**医学研究科博士課程においては4年以上在学し、所定の単位を履修し、かつ、学位論文審査及び最終試験に合格した者**

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、ビジネス研究科修士課程若しくは医学研究科修士課程において1年以上又は医学研究科博士課程において3年以上在学すればたりるものとする。ただし、ビジネス研究科修士課程及び医学研究科修士課程における長期履修学生には適用しない。

久留米大学学位規則

(博士論文の提出)

第4条 博士論文の審査を申請し得る者は、比較文化研究科後期博士課程又は心理学研究科後期博士課程においては2年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、また、**医学研究科博士課程においては3年以上在学し、所定の科目について15単位以上修得しなければ提出することができない。**

久留米大学大学院医学研究科規程

第4章 試験 第14条 **学位論文は、博士課程にあつては研究科に3年以上在学し、修士課程にあつては1年以上在学し、所定の単位を取得した後でなければ、これを提出することができない。**

医学研究科学位記日付に関する申し合せ事項

学位記日付は、次の通りとする。

1 大学院の課程を修了した場合

- (イ) 大学院に所定の年限在学し、所定の単位を修得して定められた期間内に論文を提出し、学年末までに審査を終了した者は3月31日とする。
- (ロ) 前項以外の学期途中で論文を提出して審査を終了した者は、審査医学研究科委員会が行なわれた月の末日とする。

久留米大学大学院学則

(学納金の返還)

第34条 入学金、授業料その他の既納の学納金は返還しない。ただし、第14条第2項に該当する者で修士課程を1年以上2年未満、博士課程を3年以上4年未満で修了する者については、**授業料及び実験実習料を月割りで返還する。**